

# 令和6年度南予地域ワーケーション実践サポート事業 業務委託仕様書（案）

## 1 目的

本事業は、他地域と比べて人口減少が著しく、地域活力の低下が危惧される南予地域において、地元関係者との交流を通じて、当地域の課題解決策を共に考える企業合宿型ワーケーションの定着による地域活性化を図るため、南予地域で企業合宿型ワーケーションを実施しようとする企業からの相談を受け付ける窓口（以下、「相談窓口」という。）を開設し、相談企業の円滑なワーケーション実践をサポートすることを目的とする。

## 2 委託事業名

令和6年度南予地域ワーケーション実践サポート事業

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 事業内容

上記1の目的を達成するため、次に掲げる事項を円滑に実施すること。

なお、具体的な実施内容は、企画提案のあった内容をもとに愛媛県と協議の上、委託契約書に定める業務実施計画書として決定するものとする。

### (1) 企業合宿型ワーケーションの相談窓口の設置等

《相談窓口・相談体制について》

- ① 上記1の目的を達成するための相談窓口を、1カ所以上設置すること。（令和5年度相談実績：約30社）
- ② 相談窓口には、地域課題解決に知見があり、効果的なワーケーションプラン作成において、適切な助言ができる有識者等を配置した相談体制を構築し、関係先と連携し迅速に対応すること。
- ③ 相談窓口の設置場所は県内外を問わないが、緊急時に担当者を派遣できる体制をとること。
- ④ 相談受付フォームの作成など、企業が相談を行いやすい環境を整えること。
- ⑤ 相談窓口の名称は、「企業合宿型ワーケーション相談窓口（愛媛県南予地域）」とする。
- ⑥ 相談窓口の開設期間は、原則、上記3に定める委託期間とすること。
- ⑦ 相談窓口の受付時間は、原則、受託者の営業時間内とすること。

《相談対応について》

- ① 本事業では、相談窓口でワーケーションに関する各種相談に対応するものとする。
- ② 愛媛県が実施するワーケーション誘致活動において、情報提供を求められた場合は、適宜対応すること。
- ③ 上記①、②に係る相談対応については、速やかに愛媛県南予地方局地域政策課まで報告すること。

注1 南予地域における企業合宿型ワーケーションについて

- ① 南予地域における企業合宿型ワーケーションは、「四国の西海岸ワーケーション」と呼称すること。
- ② 対象地域等については、別記のとおり。

## (別 記) 四国の西海岸ワーケーション

項目	概要
地域	愛媛県南予地域（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）
特徴	地方の現状を目の当たりにし、肌感覚で地域の抱える課題を理解するとともに、地域関係者と交流しながらその解決策を発想することで、社会問題解決力などを養う実践的な人材育成プログラムを用意する地域課題解決型ワーケーション。 ＜地域課題の例示＞ 中心市街地の活性化、ローカル路線の活性化、集落機能の維持、農林水産業の担い手不足、獣害対策、持続可能なまちづくり、道の駅を核とした地域コミュニティの維持・活性化、海洋資源の保護と地域振興
期待できる効果	社会問題起点の事業発想・思考力の養成、新規事業アイデアの創出力向上、チームビルディングの強化、地域マーケティングによるビジネスマッチング
参照サイト	愛媛県ホームページ「えひめスマイルビジネス Navi」内「ワーケーション」 <a href="https://www.ehime-kigyoricchi.jp/workcation/">https://www.ehime-kigyoricchi.jp/workcation/</a>

### 注2 ワーケーションプランの作成について

- ①企業からの相談に対しては、ワーケーションに対する企業ニーズを丁寧に聞き取り、テレワーク施設や宿泊施設などワーケーションに必要な情報提供を行うこと。
- ②相談企業の希望に応じて、個別にワーケーションプランを企画提案すること。
- ③ワーケーションプランの作成に当たっては、可能な限り相談企業のニーズに対応するとともに、「地域課題解決型プログラム」や「釣り」をはじめとした南予地域ならではのアクティビティを効果的に組み合わせ、企業満足度の高いものとなるよう努めること。
- ④必要に応じ、相談企業、愛媛県南予地方局、東京・大阪事務所を交えたWEB打ち合わせを行うことがあるので、適宜対応すること。
- ⑤「地域課題解決型プログラム」については、原則「南予地域ワーケーション誘致推進協議会（事務局：愛媛県南予地方局地域政策課）」から提供を受けるものとし、同協議会と協議のうえ選定すること。

### 注3 その他留意事項

- ①本業務で作成したワーケーションプランに係る費用は、相談企業から受託者に支払うものとし、その費用は原則、受託者から各関係機関に支払うものとする。
- ②本業務で作成したワーケーションプランは、相談企業が受託者に当該プランの手配を依頼することを担保するものではなく、当該プランを活用して、相談企業が自己手配するか、他の業者に手配を依頼する場合がある。

### 《独自提案事項》

- 次の事項について、効果的と考えられる方策について可能な限り提案すること。
- ・県が取り組むプロモーション活動や営業活動と連携した取組み
  - ・企業・地域の双方にメリットが出る魅力的なワーケーションプラン作成のための有識者等を活用した相談体制
  - ・実施企業に対するアフターケアなど、南予地域へのワーケーション再訪に繋がる方策
  - ・その他、効果を高めるための独自の発想

## 5 業務実施計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について、愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「業務実施計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「業務実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 6 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、委託契約書に基づき再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

## 7 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

受託者が本業務で得られた成果（制作物の著作権及び使用权）は、原則として、愛媛県に帰属する。

### (2) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 8 その他

- (1) 本業務に関する具体的な内容は、契約締結後、受託者の提案内容に基づき打ち合わせを行い、愛媛県と受託者双方合意の上、決定する。
- (2) 業務の実施にあたっては、愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。
- (3) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。